新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的取扱（コロナ延長）の終了についてのQ&A　＜ver.1＞

Ｑ１　新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的取扱とはどんな制度なのですか？

Ａ　令和2年4月7日付の厚生労働省の通知により、「全ての被保険者について、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から面会（認定調査）が困難な場合においては、要介護認定及び要支援認定の有効期間を、従来の期間に新たに12カ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できる」とされました。当時の急激な感染拡大を防止するための緊急避難的な臨時の制度です。

Ｑ２　なぜ要介護認定の臨時的取扱が終了するのですか？

Ａ　令和4年11月14日付の厚生労働省の通知により、複数回の臨時的措置を適用することで長期間にわたり身体の状況を適正に把握・評価することができてないとして、可能な限り通常の取扱いを実施することとされました。

Ｑ３　尼崎市は令和5年3月31日で認定期間が終了する被保険者までで臨時的取扱は終了ですか？
それとも令和6年3月31日で認定期間が終了する被保険者まで適用ですか？

Ａ　厚生労働省の通知のなかで、有効期間は原則、令和５年３月３１日までですが、市町村の判断により令和６年３月３１日までの取扱いが可能と示されているため、本市では、令和6年3月31日で認定期間が終了する被保険者まで臨時的取扱を適用します。
　ただし、全員が対象ではなく、「臨時的取扱が連続しない被保険者（臨時的取扱が1回目など）のみ」を対象としております。

Ｑ４　「複数回の臨時的取扱は適用できない」とはどういうことですか？

Ａ　令和5年4月1日以降の認定有効期間をお持ちの被保険者で既に臨時的取扱を適用している被保険者は、連続して臨時的取扱は適用できません。しかし、令和5年4月1日以降の認定有効期間をお持ちの被保険者のうち、新規申請・区分変更申請・通常更新申請により、認定調査を受けた認定有効期間（臨時的取扱が連続していない）の被保険者は臨時的取扱の適用が可能です。

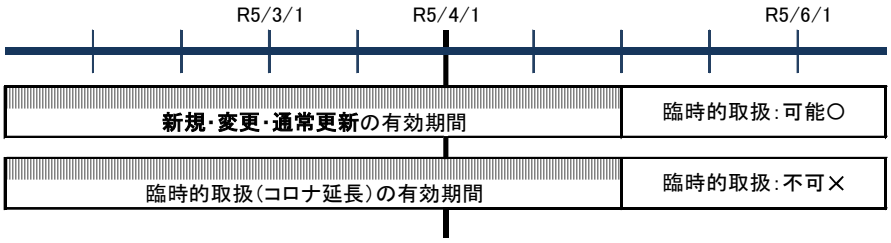

○　昨年（令和４年度中）に臨時的取扱の適用を受けて１２か月後の更新申請（令和５年度中）の手続きは、臨時的取扱をすることはできません。

○　令和５年４月１日から令和６年３月３１日の間に認定有効期間が終了する被保険者のなかで、新規申請・変更申請・通常更新申請を経て更新申請をする被保険者は、臨時的取扱をすることができます。

○　介護保険証で臨時的取扱の適用対象か確認することができます。
　介護保険証の中央のページの下段に「審査会の意見及びサービスの種類の指定」の欄に「新型コロナ感染症により有効期間を１２カ月延長しています。」と記載がある場合は臨時的措置適用中ですので、次の更新は通常の申請となります。何も記載が無ければ（空白）臨時的取扱の申請が可能です。

Ｑ５　いつから臨時的取扱の制度が変更になるのですか？

Ａ　令和５年４月１日以降に認定期間が終了する被保険者（令和５年４月３０日が有効期限の被保険者の更新の受付開始日であり令和5年3月1日から開始となる被保険者）から変更になります。
　なお、令和６年４月１日以降の認定有効期間がある被保険者（更新受付開始が令和６年３月１日からの被保険者）は、全て臨時的取扱の適用はありません。

Ｑ６　令和５年４月１日以降の認定有効期間の被保険者のうち、臨時的取扱での認定有効期間の被保険者につき、施設でのクラスターの発生等で認定調査が困難な場合でも、臨時的取扱の申請できないのか？

Ａ　臨時的取扱につき本市では１年延長しておりますが、国の通知にあるとおり、本来は原則令和５年３月３１日の認定有効期間までの被保険者で臨時的取扱の制度は終了しておりますし、介護保険の要介護度は認定調査が必須となっております。
　まずは、認定調査の時期を変更の検討してください。また、本人の感染や入院した場合などは、区分変更申請に該当することも検討してください。
それでも施設や病院の長期間（数ヶ月）の立入禁止措置等で長期間認定調査ができないことが確定的等の非常事態に限り、施設管理者または法人代表者名で理由を明記した文書を認定申請書１枚につき１部添付した場合は、臨時的取扱を申請していただくことを可能とします。文書提出後に調査の可否を施設等に確認させていただき、調査可能と判明した場合には、臨時的取扱ができません。文書を添付する場合は、調査の可否を被保険者と事前に相談、確認してから提出してください。

Ｑ７　「認定調査ができない真にやむを得ない理由」とは具体的にどういう場合か？

Ａ　施設や病院で「数ヶ月の長期間立入禁止」となる場合など、時期を変更したり感染対策等をしても数ヶ月の間は他に調査手段が無い場合です。「感染するかもしれない」、「調査されたくない」という理由のみでは臨時的取扱は適用できません。感染対策を講じつつ認定調査を行いますので、ご協力をお願いします。

Ｑ８　臨時的取扱ができない被保険者を臨時的取扱で申請してしまった場合は？

Ａ　要介護認定申請書はそのままで、通常の更新申請と同様に申請書記載どおりに認定調査の実施、主治医意見書を発送します。提出した申請書内容の変更が発生する場合は、再度、申請書を提出してください。また、通常更新申請を提出してからの臨時的取扱の変更は認められません。
　月初に複数の担当者分をまとめて認定申請書を提出される場合は、再度、申請区分の確認をお願い致します。

Ｑ９　本人や家族がコロナを気にして調査を拒否している。臨時的取扱を適用してもらえないか？

Ａ　臨時的取扱は本市は１年延長しておりますが、国の通知にあるとおり、本来は原則令和５年３月３１日の認定有効期間までの被保険者で臨時的取扱の制度は終了しております。介護保険の要介護制度は、認定調査が必須となっております。調査を拒否されている被保険者については、認定申請の取扱いができません。まずは、調査の日程時期をずらしていただくことを検討してください。